第２　本件吸収分割
１　分割会社及び吸収分割承継会社の商号、住所
⑴　分割会社（更生会社）
商号　中川企画建設株式会社
住所　大阪府大阪市中央区博労町四丁目２番15号
⑵　吸収分割承継会社
商号　興和日東建設株式会社
住所　福岡県糸島市志摩桜井5286番地
２　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
⑴　吸収分割承継会社が本件吸収分割により承継する更生会社の承継対象事業Ａに関して有する権利義務は、別表12【本件吸収分割により承継する資産等一覧表】記載のとおりとする。
⑵　本件吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法による。債権者の承諾が得られないなど併存的な債務引き受けとなる場合は、吸収分割承継会社と更生会社の内部負担割合を100：０とする。
３　本件吸収分割に際して交付する金銭
　本件吸収分割に際して吸収分割承継会社が更生会社に対し交付する金銭は50億9990万円とする。
　但し、承継する資産又は負債の増減がある場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、金額の調整を行うものとする。
４　会社分割をすべき期日（分割期日）
　本件吸収分割の分割期日は、令和8年7月1日とする。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。
第３　本件新設分割
１　新設分割設立会社の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数
　目的　別表13【新設分割会社定款】第２条に定めるとおり
　商号　株式会社コスモスグループ
　本店所在地　大阪府大阪市中央区博労町四丁目２番15号
　発行可能株式総数　10株
２　新設分割設立会社の定款の規定
　新設分割設立会社の定款は、別表13【新設分割会社定款】に定めるとおりとする。
３　新設分割設立会社の設立時取締役の選任及び任期等
⑴　設立時取締役
　取締役　脇山章太
　代表取締役　脇山章太
⑵　任期
　新設分割設立会社の設立時取締役の任期は、就任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとする。
⑶　報酬
　新設分割設立会社の設立時取締役の報酬は、裁判所の許可を得て管財人が決定する。
４　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項
⑴　新設分割設立会社が本件新設分割により承継する更生会社の承継対象事業Ｂに関して有する権利義務は、別表14【本件新設分割により承継する資産等一覧表】記載のとおりとする。
⑵　本件新設分割による債務の承継については、免責的債務引受の方法による。債権者の承諾が得られないなど併存的な債務引き受けとなる場合は、新設分割設立会社と更生会社の内部負担割合を100：０とする。
５　許認可の承継
　新設分割設立会社は、本件新設分割により承継する更生会社の承継対象事業Ｂに関し、更生会社が行政庁から得ている許可、認可、免許その他の処分に基づく権利義務を、更生会社から承継する。
６　本件新設分割に際し更生会社に交付される新設分割設立会社の株式
　新設分割設立会社は、本件新設分割に際して普通株式10株を発行し、全ての株式を更生会社に対して交付する。
７　新設分割設立会社の資本及び準備金
　資本金　10万円
　資本準備金　０円
　利益準備金　０円
８　会社分割をすべき期日（分割期日）
　本件新設分割の分割期日は、令和８年７月１日とする。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。
９　本件新設分割に際し、更生会社に交付される新設分割設立会社の株式の譲渡
　更生会社は、本件新設分割の分割期日に、本件新設分割に際し更生会社に交付される新設分割設立会社の株式の全て（10株）を、10万円にて、地域みらいグループに譲渡する。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、譲渡日を変更することができる。
第２節　株主の権利変更等
第１　資本金の額の減少等
１　資本金及び準備金の額の減少
⑴　減少する資本金及び準備金の額
　減少する資本金の額　7000万円
　減少する資本準備金の額　０円
　減少する利益準備金の額　０円
⑵　資本金及び準備金の額の減少の効力発生時
　令和８年８月１日
　ただし、管財人は裁判所の許可を得て、資本金及び準備金の額の減少の効力発生時を変更することができる。
２　欠損の填補
　資本金及び資本準備金の額の減少により増加した資本剰余金の額は、欠損の填補に充てるものとする。
第２　株式の取得、自己株式の処分
１　株式の取得
　更生会社は、以下のとおり更生会社の株式を取得する。
⑴　更生会社が取得する株式の数
　発行済株式の全て
⑵　更生会社が株式を取得する日
　更生計画認可決定日
⑶　取得の対価
　無償
２　自己株式の処分
　更生会社は、以下のとおり新たに払込みを受けてその有する自己株式を処分する。
⑴　処分する自己株式の数
　１株
⑵　処分する自己株式１株当たりの払込金額
　１円
⑶　払込期日
　更生計画認可決定日
⑷　処分する自己株式を引き受ける者（総数引受契約による）
　管財人（１株）
３　管財人が取得した株式の取り扱い
　管財人が、前記２の定めに従って取得した株式を第三者に譲渡するには、裁判所の許可を得なければならない。
第３　剰余金の配当の制限
　更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。
第４　株式譲渡の制限
　更生会社の株主総会は、会社法136条又は同137条１項の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に、管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。
第３節　定款の変更
　更生会社の定款を、別表11【定款】記載のとおり変更する。
　管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款を更に変更することができる。
第４節　役員の選任
第１　役員の選任等
　更生計画認可決定日現在の更生会社の取締役及び監査役は更生計画認可決定日をもって全て退任し、新しい取締役は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
　役員の任期が満了したときは、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
第２　役員の補充又は増員
　任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。但し、変更又は補充により選任された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。
　上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章、第３節記載の変更後の定款及び会社法の規定による。